【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年６月28日

課徴金納付命令日　平成23年８月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

（※）課徴金納付命令決定時における課徴金額は6,092万円に変更されている。

⑤　株式会社東研に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年７月15日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社東研は、関東財務局長に対し、売上の前倒し計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成19年１月30日	第37期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成18年10月中間期半期報告書）	平成18年５月１日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲122百万円であるところを７百万円と記載	売上の前倒し計上
2	平成19年７月31日	第37期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年４月期有価証券報告書）	平成18年５月１日～平成19年４月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲179百万円であるところを▲80百万円と記載	売上の前倒し計上
3	平成20年９月12日	第39期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年７月第１四半期四半期報告書）	平成20年５月１日～平成20年７月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,555百万円であるところを1,961百万円と記載	売掛金の過大計上等
4	平成21年７月30日	第39期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年４月期有価証券報告書）	平成20年５月１日～平成21年４月30日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が1,113百万円であるところを1,436百万円と記載	売掛金の過大計上等
5	平成21年９月11日	第40期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年７月第１四半期四半期報告書）	平成21年５月１日～平成21年７月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が976百万円であるところを1,317百万円と記載	売掛金の過大計上等
6	平成21年12月４日	第40期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成21年10月第２四半期四半期報告書）	平成21年８月１日～平成21年10月31日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,011百万円であるところを1,366百万円と記載	売掛金の過大計上等
7	平成22年３月12日	第40期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年１月第３四半期四半期報告書）	平成21年11月１日～平成22年１月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,247百万円であるところを1,598百万円と記載	売掛金の過大計上等
8	平成22年７月27日	第40期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年４月期有価証券報告書）	平成21年５月１日～平成22年４月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲103百万円であるところを▲34百万円と記載	売上の前倒し計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が1,365百万円であるところを1,758百万円と記載	
9	平成22年９月13日	第41期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成22年７月第１四半期四半期報告書）	平成22年５月１日～平成22年７月31日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が1,370百万円であるところを1,765百万円と記載	売掛金の過大計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを示す。

２．株式会社東研は、関東財務局長に対し、平成21年12月４日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年４月期有価証券報告書（上表番号欄４参照）及び平成21年10月第２四半期四半期報告書（上表番号欄６参照）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月24日、3,574,000株の株式を357,400,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　3,108万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成23年７月15日

課徴金納付命令日　平成23年８月24日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社fonfunに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成23年８月25日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社fonfunは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上及び債務保証損失引当金の不計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。